

平成25年度幼稚園就園奨励費の 手続きのご案内



★学校教育課 ☎1149

市では、3～5歳児を幼稚園に通園させている家庭に対し、世帯の市民税額に応じて保育料の一部の補助を行っています。補助金額（年間）の上限は、下表のとおりです。（年間保育料の合計額が補助限度額以内の場合は、年間保育料の合計額までの補助となります。）

対象となる家庭 次の①～③をすべて満たしている家庭

- ①市内在住
- ②市内又は市外の私立幼稚園（学校教育法に基づいて設置された幼稚園）に3～5歳児が通園
- ③課税状況等が下記の表の区分に該当（平成25年度の住宅借入金特別税額控除適用前の市民税額で審査します。課税額は世帯の合計額です。）

※市民税の申告（所得税の確定申告又は年末調整）がまだ済んでいない世帯は、審査が受けられませんので、早めに申告を済ませてください。

手続き方法 通園している幼稚園から申請書を保護者に配布します。必要事項を記入のうえ、各幼稚園の提出期限までに提出してください。なお、平成25年1月2日以降に本庄市へ転入した人は、1月1日現在の住所地で交付を受けた「平成25年度市町村民税課税証明書」を添付してください。

平成25年度 幼稚園就園奨励費の保育料補助限度額（一人当たり）

区 分	小学校1～3年生までの兄・姉がいる場合（※）		小学校1～3年生までの兄・姉がいない場合		
	同一世帯 園児1人目	同一世帯 園児2人目以降	同一世帯 園児1人目	同一世帯 園児2人目	同一世帯 園児3人目以降
非課税世帯	226,000円	308,000円	199,200円	253,000円	308,000円
所得割非課税世帯					
所得割課税額が下記の基準①以下の世帯	163,000円		115,200円	211,000円	
所得割課税額が下記の基準②以下の世帯	114,000円		62,200円	185,000円	
上記以外の世帯					

※小学校1年生から3年生までの兄・姉が2人以上いる場合は、全ての園児について「同一世帯の園児2人目以降」の区分になります。なお、小学校4年生以上の児童や幼稚園・保育園等に入っていない乳幼児はカウントの対象になりません。

（例）長男が小学校3年生、二男が保育園児、三男が幼稚園児の場合…三男は「同一世帯の園児2人目以降」の区分になります。

市民税の所得割税額の基準 計算方法

基準①	34,500円	+	21,300円×	（16歳未満の扶養親族の人数）
				+ 11,100円×（16歳以上19歳未満の扶養親族の人数）
以上の合計＝基準①				
基準②	171,600円	+	19,800円×	（16歳未満の扶養親族の人数）
				+ 7,200円×（16歳以上19歳未満の扶養親族の人数）
以上の合計＝基準②				

※扶養親族の年齢及び人数は平成24年12月31日現在

7月は「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

強調月間です

「社会を明るくする運動」

は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

行動目標

- ①「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」
- ②「犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう」
- ③「これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう」

重点事項

- ・「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」
- ・「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」



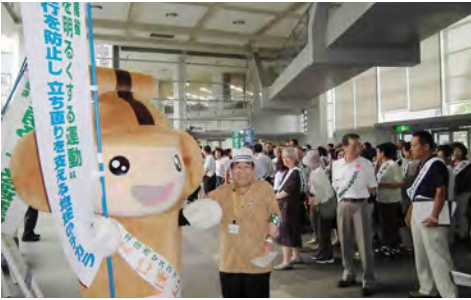
街頭キャンペーンを行います

「社会を明るくする運動」の期間中、「青少年非行防止運動」と合わせて街頭キャンペーンを行います。

日程・場所

○7月12日(金) 市役所・本庄駅・ベルク本庄店・アピタ本庄店・ビバホーム本庄店
○7月14日(日) こだま夏まつり会場

★社会福祉課 ☎1142、市民福祉課 ☎1333



昨年の様子

「地域のチカラを育もう！」情報連携から行動連携へ！講演会を開催します

日時 7月20日(土) 午後1時30分

会場 セルディ

講師 幸島 聡 氏(さいたま保護観察所長)

形式 パネルディスカッション

費用 無料

*お問い合わせは左記へ

★社会福祉課 ☎1142、市民福祉課 ☎1333

青少年の非行防止と更生保護にあなただの愛の手とあたたかい心を！

更生保護女性会では、青少年の非行防止と更生保護活動推進のため7月中、愛の募金運動を行っています。みなさんのご協力をお願いします。

- ・本庄市更生保護女性会
- ・本庄市児玉町更生保護女性会

★社会福祉課 ☎1142、市民福祉課 ☎1333

地域ぐるみで非行を防止しよう！

7月は青少年の非行・被害防止特別強調月間です！

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いですが、今日の青少年を取り巻く環境は、インターネットの違法・有害情報のまん延をはじめ、憂慮すべき状況にあります。特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期になります。

そこで、県では、毎年7月を「青少年の非行・被害防止特別強調月間」と定め、市町村をはじめ、関係団体・家庭・学校・地域住民が連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開します。

この運動は、県民一人ひとりが青少年の非行根絶を願う

【県民としての取組】

◎家庭の役割

家族の一員としての自覚の育成

◎学校の役割

子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造

◎地域の役割

子育ての経験や知恵を生かした声かけ

◎社会全体の役割

子どもを健全に育てる環境づくり

★埼玉県北部地域振興センター 本庄事務所 ☎1110

